

別記第1号様式（第3条第1項第1号関係）

東京電子 自治体 共同運営	受付番号								
	有効期限	平成	年	月	日				

- 1. 新規
- 2. 継続
- 3. 変更

豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書

平成 年 月 日

豊島区長様

本店所在地

商号又は名称

代表者(代理人)氏名

印

(営業所等の登録の場合は、その名称、営業所長名、印鑑)

※以下は、本店は本店の、支店等は支店等について記入して下さい

会社名	(フリガナ)	支店・ 営業所名	
所在地	豊島区		
電話番号	()	F A X	()
職員数	人	(内訳) 技術職員: 人	事務職員等その他の職員: 人

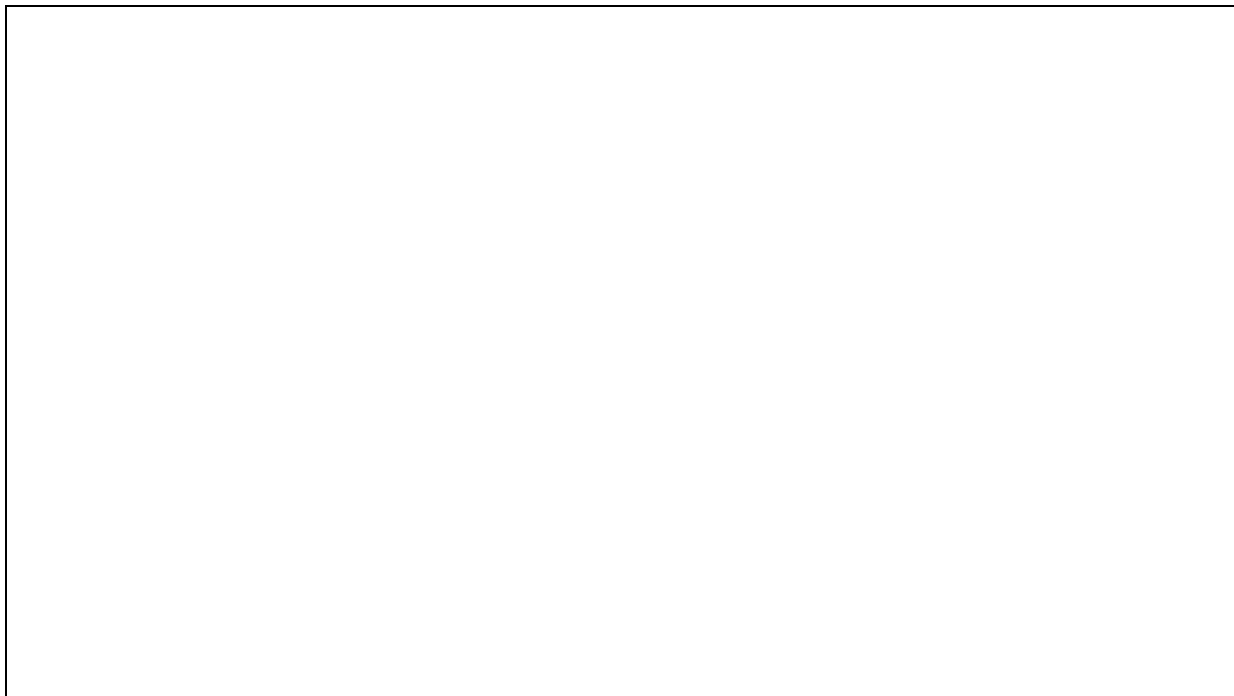
* 職員数は、本店又は支店・営業所単位のもので、そこで常勤で勤務する職員数です。
(会社全体の人数ではありません)

《注意事項》

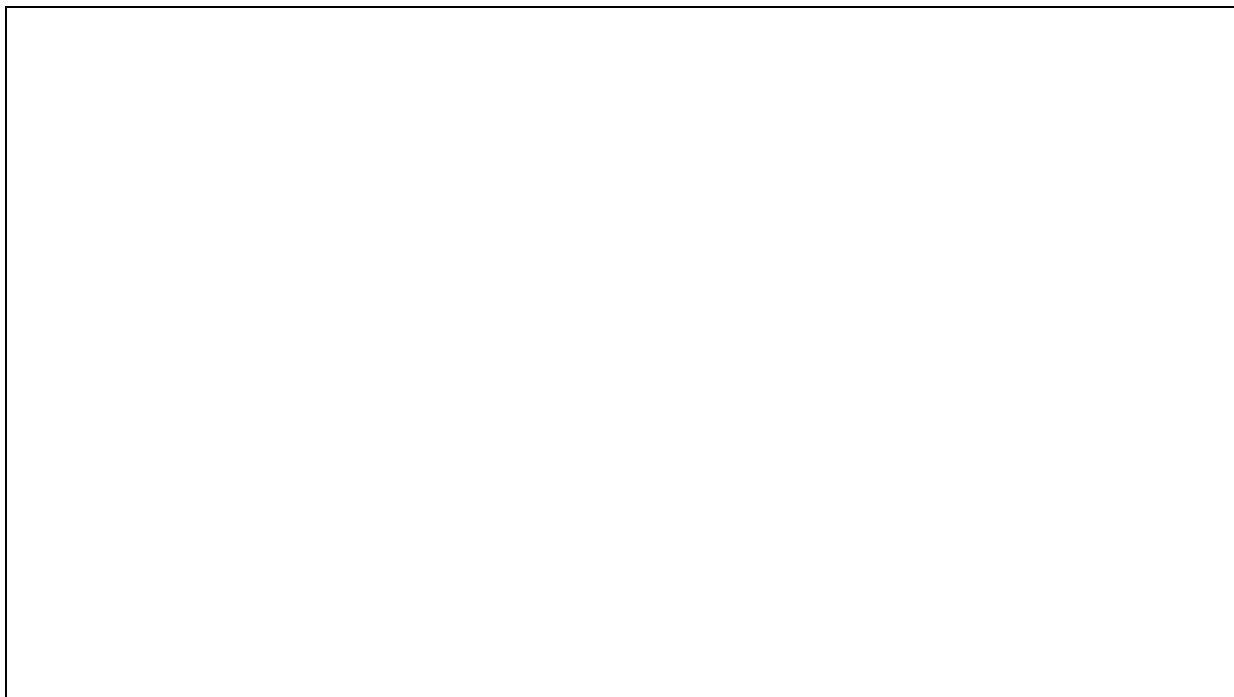
1. この届出書は、豊島区に本店、支店、営業所等を有する事業者(以下「区内の事業者」という。)が『区内の事業者』の取扱いを受ける場合に提出してください。
※本店とは、登記簿上の本店(法令等で許可等の必要な業種については、許可を受けた本店)をいう。
提出後、所在地の変更をした時及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスの継続申請時にも、再度提出が必要になります。
2. 添付書類
(1) 次の写真を裏面に添付してください
① 本店、支店、営業所等の外観の写真(看板等を入れて社名のわかるもの) 1枚
② 本店、支店、営業所等の内部の写真 1枚
(2) 支店、営業所等で登録する場合のみ、次の書類を添付して下さい(本店登録者は必要ありません)
事務所が賃貸借物件の場合:家屋賃貸借契約書等の写し
事務所が自社所有物件の場合:不動産登記簿謄本写し
3. この届出書に基づき、予告せず実態調査を行う場合があります。調査の結果、実態と記載内容が相違している場合は、入札参加停止等措置を行う場合もありますので、あらかじめご了解願います。
4. なお、この届出書が月の20日までに区に届き、当該月の25日までに書類の不備等の連絡がなかった場合は、当該月の翌月から『区内の事業者』として取扱います。

① 本店、支店、営業所等の外観写真 1枚

* 看板等を入れて写すことで社名がわかるようにしてください。1枚で足りない場合は、複数枚添付してください。



② 本店、支店、営業所等の内部の写真 1枚



* 支店、営業所等で登録する場合のみ家屋賃貸借契約書の写しまたは不動産登記簿の写しを添付すること。(本店登録者は不要)